平成27年度 鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書

平成28年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

- 1. はじめに
- 2. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
- 3. 市民活動表彰の審査を行って
- 4. 先進的活動団体との勉強会について
- 5. 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の 基本方針の策定について
- 6. 平成28年度の活動方針

参考資料

- 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業(行政提案型事業)部門】助成事業実績
- 2. 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3. まちづくり協議会の活動状況について
- 4. 市職員研修について
- 5. 鳥取市市民自治推進委員会について 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本 条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

本委員会では、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行っています。また、市長の諮問に応じて、鳥取市自治基本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。

今期の委員会は、平成27年4月から2年間の任期でスタートし、平成27年度は1年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会(任期: H25.4.1~H27.3.31)が平成27年3月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書(以下「意見書」という。)」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成27年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民活動団体が自ら行う事業に対して助成を行う市民活動促進部門と、地域の課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型の協働事業部門があります。

申請団体の市長への推薦にあたっては、この2つの部門を当委員会で審査していましたが、平成24年度に見直しが図られ、現在、市民活動促進部門は、審査会を開催する鳥取市社会福祉協議会会長から委嘱された当委員会委員の1名が審査会委員として参画しています。これは、鳥取市社会福祉協議会が受託している市民活動団体窓口の「市民活動・ボランティアセンター」に審査会にかかる業務の一部を移管することで、申請団体の拡大や、申請、審査の簡略化を図ることを目的に改正されたものです。

このやり方については、一体的に審査したほうが効率的であるという意見もありましたが、審査会の委員構成からみて、審査の公平性は担保されながらも、申請等にかかる手続きは随分と簡素化されています。このことから、現行の審査体制が適切と考えます。

行政提案型事業は、各部署がテーマを決めて募集し、鳥取市と協働で行うという流れですが、「すごい!鳥取市」のコンセプトに沿ったものにしていくと良いでしょう。市民が考え、自信を持って意識ある活動ができること、そしてそれを育て、寄り添える行政手腕を期待します。

今年度の申請は、2団体と寂しいものでした。自治会やまちづくり協議会を対象にした助成は他にもありますので、ボランティア団体や NPO 法人などに、もっと手を挙げていただけるよう、書類提出の方法を簡素化するなど、敷居の低い仕組みを考えることも必要です。

また、事業は修正を加えながら継続されなければいけません。今回に限らず活動を続けていただけるよう、PDCAの事業報告が必要ではないでしょうか。

3 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成20年度に創設されています。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を推薦するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、 ④効果性、⑤継続性の 5 つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または 「不適」で選択する方式としています。

当委員会としては、"小さな市民活動にも光を"との市民活動表彰の趣旨を大切にして審査にあたるよう努めました。審査の結果、応募のあった7団体(個人4名と3団体)すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定しました。

審査する委員の評価は、ほぼ同じようなものでしたが、活動内容が分かりづらいものやこの表彰の趣旨とは異なるように感じる候補もあり、判断に迷うものもありました。推薦書の書き方で受けるインパクトが変わる事は審査の時に考慮しておく必要があると感じます。

また、地域活動の継続性を重視して、審査項目に、例えば「5年以上の活動期間」という一定の期間制限を設けるといった表彰基準の見直しの声もありましたが、発展性や先駆性などの評価は、とても曖昧なものです。広い視点に立って総合的に判断し、顕彰していくことによって市民のみなさんに啓発していくこともまた重要であることから、現行の基準が適していると考えます。

滅私奉公で熱心に活動されている方ばかりですが、活動内容によっては、より趣旨に沿った他の表彰を受賞されるほうが適切ではないかと思われる場合もあります。また、活動の励みとなる表彰は大事ですが、その他に励みになる方策も考え、市民にしっかり周知することが活動をしていただける方々の増加と質の向上につながると考えられます。

この表彰をきっかけに、ボランティア都市鳥取市を謳えるような市民活動が さらに活発となることを期待します。

4 先進的活動団体との勉強会について

本年は、「とっとりふるさと元気塾(以下、「元気塾」とする。)」の活動状況 と成果等について、勉強会を開催しました。

「元気塾」を初めて知る委員もあり、幅広い活動内容でしたが分かりやすく 丁寧に説明していただき、大変参考になりました。

この「元気塾」では、特産品の開発・販路開拓や地域間交流の促進等に取り組んでいる事例が多く見られました。これらの活動を定着させるためには、収益的な事業として育てていくことが必要ですし、地域におけるリーダーの存在が大きな決め手になります。リーダーの掘り起こしやスキルアップの指導等、長期的な視点での継続の必要性を改めて認識させられました。

「元気塾」での話を受けて、UJI ターンなどで鳥取市在住になられた方を「参画と協働のまちづくりフォーラム」のパネラーに検討するといった具体的な意見も出るなど、とても意義深いものになりました。

評論的なお話を聞くよりも実践活動を通して、地元の香りのする方々の団体の「目からうろこがおちる」ようなお話を聞けることは幸せなことです。鳥取市や鳥取県で積極的に活動している方々はたくさんいらっしゃるので、広く情報提供して、市民の皆さんの活動のきっかけとなれば良いと思います。

5 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の 基本方針の策定について

本市においても、高齢化・核家族化・少子化の進行に併せて、地域の過ごし やすい環境づくりがますます求められてきます。そのことを市民が直視しなけ ればなりません。

現在、地区公民館単位に「まちづくり協議会」が設立され、防災活動、子どもたちによる明るい地域づくり等、具体的な活動が進められています。

市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進するためには、各種の地域活動団体や協議会の活動拠点となるよう、地区公民館を"コミュニティセンター" として位置づけていくべきです。そうすることで、自治会や他地区の活動団体、 さらには行政との連携強化も図りやすくなるのではないでしょうか。 「協働のまちづくり元年」の平成20年度以降、地区公民館職員には、教育委員会から社会教育を行う職員としての辞令と、市長部局から「まちづくり推進員」としての辞令が2枚交付されています。現在のような体制では地域の混乱も拭えませんので、1本の指示命令系統の確立を図り、館長も名誉職的な配置ではなく、トップとしての報酬もしっかりしたものにするなど、職員配置や指導体制の見直しが急がれます。

また、生涯学習機能については、社会教育法上の制約もありますので、廃止することは困難でしょうが、今日では、民間・公的機関を問わず、さまざまな施設で広範囲の講座が開かれ、広く市民が活用しています。地区公民館で行っている講座は、整理見直しを行い、指定管理者による運営に任せるのも一つの方法ではないでしょうか。

地域における地区公民館の役割は、年々重要性を増しています。地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点として、また簡易な行政サービスが行える鳥取市の出先機関として、防災の拠点として、生涯学習の拠点として配置し、地区経営を行う組織として運営していくことで、誰でもたやすく訪れることのできる仕組みをつくり、地区の交流を図ることも良いのではないでしょうか。引き続き、地区公民館活動の充実と地域住民参加の啓発に力を注がれることを望みます。

6 平成28年度の活動方針

市民自治推進委員会は、平成28年度、次の活動方針を掲げ、取り組みます。

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議 に関すること
- ④ 「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書(仮称)」を策定すること